

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4（2022年） 月 日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

北の縄文の価値・魅力発信イベント出展委託業務

(2) 業務の目的

道は、令和3年（2021年）3月に策定した「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」において、北海道の縄文遺跡を中核としたまちづくりなどの取組を進めていくこととしており、北海道の縄文（以下「北の縄文」という。）の価値をストーリーとして紡ぎ、多くの人々に共感や感動を与えられるよう磨きあげることで、新たな価値を創造し、地域に交流と賑わいを創出していくことを目指している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要の減少などにより、令和3年（2021年）7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に伴う北の縄文のPR効果は限定的となっており、また、年齢別では、50代・60代に比べて10代から30代の若年層における世界遺産登録の認知度や遺跡への訪問回数が少ない傾向にあることから、これまで縄文を知らなかった若年層に対して北の縄文の価値と魅力を発信し、それらを理解してもらうことで、世界遺産及び北の縄文の認知度を向上させる必要がある。

以上から、本事業では、北の縄文の価値・魅力を発信するイベントを通じて、ポストコロナを見据えた「北の縄文ファン」の裾野の拡大を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

北の縄文の価値・魅力発信イベントの出展

ア 会場

東京都内及び大阪府内1箇所ずつ

イ 実施期間

令和4年（2022年）12月～令和5年（2023年）3月のうち土曜日、日曜日又は祝日を含む2日間とし、東京会場と大阪会場のイベント実施期間を重複させないこと。

ウ 実施内容

これまで縄文への関心が低かった若年層をターゲットに、異分野のイベントや人の往来が多い会場等を活用して、北の縄文の価値・魅力発信イベントを実施すること。

(ア) イベントでは、北の縄文への理解促進が図られる内容とすること。

a 「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、道内に所在する構成資産及び関連資産に関する展示用パネル及び自立式バナーを作成しアイキャッチとして活用すること。

b 縄文に関する体験コーナーを設け、参加型の企画を行うこと。また、体験に使用する資材については受託者が用意すること。

c イベント会場は、来場者の目を惹くような外観やレイアウトを設定し、特に認知度の低い若年層の興味関心を引き出す展示をするなど、集客に努めること。

d 実施に当たっては、道が保有する次の資材の活用が可能である。

(a) ポスター、幟及び横断幕

(b) パンフレット、チラシ等の配布物

(c) 縄文の魅力を発信する動画 等

e 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が所在する市町などの食や観光に関する情報や、民族共生象徴空間（ウポポイ）等の地域資源のPRについてもイベント内容に含むこと。

- (イ) 若年層向けに「北海道・北東北の縄文遺跡群」や北の縄文をPRする配布物（パンフレット、ノベルティ、デジタルコンテンツ等）を作成すること。
 - (ウ) イベント会場の設営、撤収及びイベント期間中の運営を行うこと。
 - (エ) イベントの実施に際して、効果的な広告を発出して集客に努めること。
 - (オ) 来場者に対して、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含む北の縄文の認知度や魅力などに関するアンケート調査を行うこと。
 - (カ) 新型コロナウイルス感染症に伴い、イベントの開催が困難になるなど、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案すること。
 - (キ) イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する政府又は北海道が策定する直近の方針などを踏まえ、「新北海道スタイル」の実践や業界団体が策定した業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。
 - (ク) その他必要事項については道と協議の上、進めること。
- エ 結果分析及び報告書等の提出
- (ア) 来場者アンケートの結果分析
 - 上記ウ(オ)で実施する来場者アンケートを基にイベントの効果を検証するとともに、イベント内容全般及び広報や会場対応など実施体制に対する課題を分析し、今後の類似事業を実施するうえで留意する事項などをまとめること。
 - また、国内外の他の世界遺産や日本遺産・北海道遺産をはじめとする他の文化遺産等との交流と併せて北の縄文をPRすると仮定した場合の、ファン層の拡大に資する独自事業、連携事業の企画提案をすること。
 - (イ) 報告書等の提出
 - 委託期間満了までに、報告書及び委託契約に係る決算書を提出すること。
 - a 納入成果物 上記ウ及びエ(ア)の成果を取りまとめたもの
 - b 納入形態 紙媒体3部及び電子媒体1式(CD-ROM等)
 - c 納入期限 令和5年(2023年)3月24日(金)
- ※本委託業務における成果品(データ)の所有権及び著作権は委託者に帰属する。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 委託事業者
 - 単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所有し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場

合は除く)。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条に規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

コ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

サ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 応募の手続き

(1) 担当局

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室(担当:梅田)

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111(内線24-145)

011-204-5168(直通)

(2) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年(2022年)8月12日(金)午後5時必着

イ 提出場所 3(1)の担当部局と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)とする。

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年(2022年)8月24日(水)午後5時必着

イ 提出場所 3(1)の担当部局と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)とする。

エ 提出様式 任意様式とする。

※別紙「(標準様式)企画提案書」参考。

オ 提出部数 6部(法人名等については1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)

(4) 当該事業に関する質問は、電子メールで受け付けるものとする。

メールアドレス: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

※「件名」に【質問:北の縄文の価値・魅力発信イベント出展委託業務<企業名>】と明記し、本文に事業者名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

告示した日から令和4年(2022年)8月12日(金)午後5時まで

(交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

前記3(1)の担当部局と同じ。

なお、企画提案説明書等は、北海道のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/2022proposal.html>)からダウンロードすることができる。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

プロポーザル審議会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリン

グ)を受け、企画提案の審査基準に従った配点の上、特典及び特記事項等を勘案した審査を行い、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

なお、企画提案書の提出が6者以上ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる5者のヒアリング審査参加者を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

前記3(1)の担当部局と同じ

9 業務上の留意事項

(1) 受託決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

10 その他

(1) 資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。